



南那須地区斎場



広報

MINAMINASU KOUIKI

こういき

- ・正副組合長の就任、議会のうごき…………… 2
- ・令和2年度決算の報告…………… 3
- ・消防からのお知らせ…………… 4～7
- ・病児保育所利用のご案内…………… 8
- ・家庭ごみの直接搬入について…………… 9
- ・スプレー缶、カセットボンベの
処分について…………… 10

組合長に川俣純子氏
副組合長に福島泰夫氏が就任



副組合長
(那珂川町長)
福島 泰夫氏



組合長
(那須烏山市長)
川俣 純子氏



去る10月17日、任期満了に伴う那須烏山市長選挙が告示され、現職の川俣純子氏が無投票で再選されました。また、同月19日に那珂川町長選挙が告示され、現職の福島泰夫氏が、同じく無投票で三選を果たしました。

これに伴い、11月9日に南那須地区広域行政事務組合正副組合長会議を開催し、組合規約の規定に基づき互選を行った結果、引き続き組合長には川俣純子那須烏山市長が就任し、副組合長には福島泰夫那珂川町長が就任しました。

議会のつづき

久保居光一郎議員がご逝去され、組合議会議員に欠員が生じたことから、那須烏山市議会より新たに渋井由放議員が選出されました。



令和2年度 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況

当組合では、行政に関して住民に説明する責務を全うするとともに、公正で開かれた行政を推進するため、「情報公開条例」に基づき組合の行政情報を公開しています。

また、「個人情報保護条例」により、組合の保有する個人情報の適正な取扱いと本人からの情報公開開示請求等に関する手続きを定め、プライバシーの保護に努めており、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」の運用状況については毎年1回、その概要を公表することになっています。

◎令和2年度は、3件の情報公開の開示請求がありました。

【情報公開条例による公開請求の状況 令和2.4.1～令和3.3.31】

実施機関	担当課	請求件数	処理状況			不服申立て
			公開	部分公開	非公開	
組合長	斎場	1	1	0	0	—
	消防本部	1	1	0	0	—
	那須南病院	1	0	1	0	—

※部分公開とした理由は、個人に関する保護情報に該当する部分があったため。

◎ 令和2年度は、個人情報開示請求はありませんでした。

令和2年度 決算報告

令和3年9月の組合議会において令和2年度一般会計・病院事業会計決算が認定されました。

一般会計

●歳入 <総額22億9,870万円>

分担金及び金	21億4,195万円 (93.2%)	構成市町からの負担金
使用料及び手数料	5,332万円 (2.3%)	斎場使用料、し尿・ごみ処理手数料、消防許可申請手数料等
国庫支出金	352万円 (0.2%)	国からの補助金
県支出金	881万円 (0.4%)	県からの補助金
繰入金	5,500万円 (2.4%)	基金からの繰入金
繰越金	1,490万円 (0.6%)	前年度からの繰越金
その他	2,120万円 (0.9%)	財産収入・寄附金・諸収入

【負担金内訳】

那須烏山市：14億2,793万円
 (うち実負担分：11億6,928万円
 交付税分：2億5,865万円)
 那珂川町：7億1,402万円

●歳出 <総額22億4,845万円>

議会費	89万円 (0.1%)	組合議会の運営費
総務費	9,968万円 (4.4%)	組合運営全般に要する経費
衛生費	12億3,867万円 (55.1%)	那須南病院への繰出金、斎場・保健衛生センターの運営費等
消防費	7億8,125万円 (34.7%)	消防本部、各消防署の運営に要する経費
公債費	1億2,796万円 (5.7%)	借入金返済に要する経費

収益的収入及び支出

病院事業収益	26億8,369万円
医業収益	22億7,751万円
医業外収益	4億 618万円
病院事業費用	27億9,150万円
医業費用	26億7,150万円
医業外費用	1億1,976万円
特別損失	24万円

■収益的収入及び支出
 病院事業収益は、26億8,369万円、病院事業費用は、27億9,150万円で、差し引き1億781万円の純損失となりました。
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えや患者の受入制限等により、患者数は入院、外来ともに減少しましたが、新型コロナウイルス関係補助金等の財政措置により、病院事業全体の収支は昨年度より4753万円改善しました。

病院事業会計

資本的収入及び支出

資本的収入	2億7,697万円
企業債	1億 870万円
他会計負担金	1億2,100万円
長期貸付金返還金	203万円
補助金	4,524万円
資本的支出	3億5,970万円
建設改良費	1億7,627万円
企業債償還金	1億8,259万円
投資	84万円

■資本的収入及び支出
 資本的収入は、2億7,697万円、資本的支出は、3億5,970万円で、収支不足額8,273万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。
 支出の主なものには建設改良費で、デジタル式X線透視診断装置や生化学免疫統合型自動分析装置などの医療機器の購入費用、空調設備改修工事設計業務の委託費用などです。
 ■資金不足比率の公表
 令和2年度決算において、資金不足額は生じておりませんが、資金不足比率はありません。

栃木県消防職員意見発表会

令和3年11月12日に開催された栃木県消防職員意見発表会において、当消防本部代表の中村寛太消防士が最優秀賞を受賞いたしました。

中村消防士は「命を守るマイナンバーカード」というテーマで発表し、「よりの確・迅速な医療機関への救急搬送を目的とした、マイナンバーカードの活用」を提言しました。

来年4月に行われる関東大会へ栃木県の代表として出場いたします。



▲中村寛太消防士

火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為を行う場合は必ず消防署へ届け出を!!

現在、生活環境問題から、生活ごみや廃棄物等の処分のための焼却は、法律上禁止されています。ただし、国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却、震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な焼却、風俗慣習上又は宗教上行事を行うために必要な焼却、農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なものは禁止行為の例外として認められています。

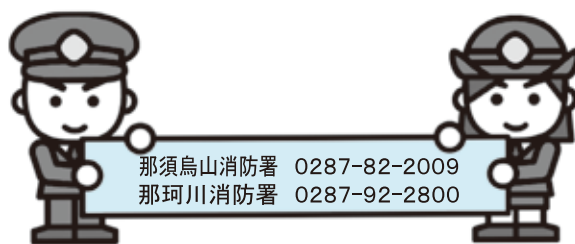


これらの例外で認められた焼却を行う際には「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為」となるので、事前に消防署への届け出をお願いします。

また、煙霧消毒(バルサン等)を行う場合も消防署へ連絡してください。

消防署では、電話での受付も実施しておりますので、火災とまぎらわしい煙を発生する行為等を行う場合は事前に消防署へ連絡していただき、必要な指導を受けるようお願いいたします。

※消防署への届け出は火災予防上の観点から設けられたものであり、届け出によって焼却が合法化されるものではありません。また、周辺地域に悪影響を及ぼさないように行うことが大前提となります。



那須烏山消防署 0287-82-2009
那珂川消防署 0287-92-2800

危険物取扱者試験 受験のご案内

- ◇試験日 令和4年3月6日(日)
- ◇試験種類 甲種、乙種(第1類~第6類)、丙種
- ◇受付期間 1月11日(火)~1月21日(金)
(但し、土・日曜日は除く)
- ◇受付場所 (一財)消防試験研究センター
栃木県支部(宇都宮市昭和1-2-16
栃木県自治会館1階)
- ◇受験願書配布場所
消防本部・那須烏山消防署・那珂川消防署
- 問合せ (一財)消防試験研究センター
栃木県支部 ☎028-624-1022

応急手当講習会のご案内

消防本部では、新型コロナ警戒度レベル県版ステージ2「感染注意」以下の場合に応急手当講習を開催しています。



10人以下のグループや個人での受講が可能です。ぜひ受講してください。

※詳しくはホームページ、または



消防署救急担当までお問い合わせください。

那須烏山消防署 ☎0287-82-2009
那珂川消防署 ☎0287-92-2800

●● 設置してありますか？ 住宅用火災警報器 ●●

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

□ 「住宅用火災警報器」ってなに？

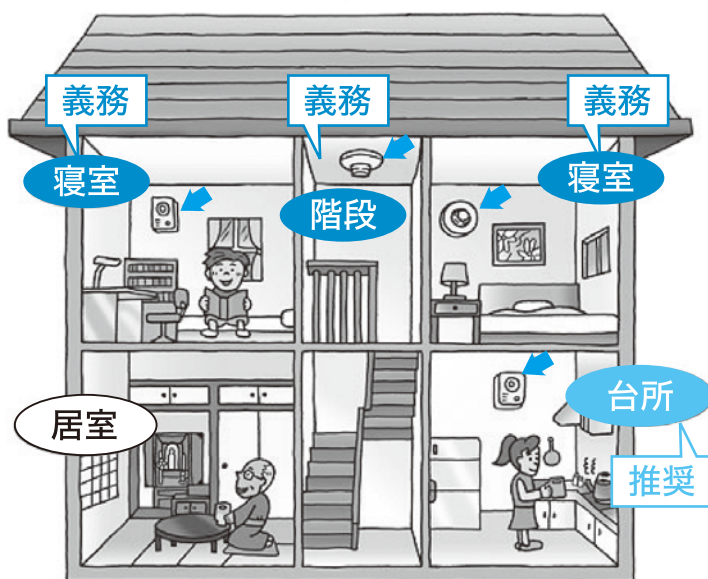
火災で発生した煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

□ なぜ「住宅用火災警報器」の設置が必要な？

火災をいち早く感知し、就寝中の住人に知らせ、逃げ遅れを防ぐためです。

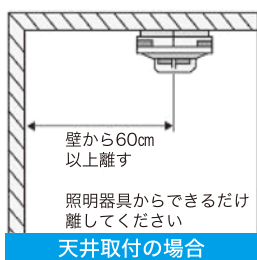
□ 住宅のどこに「住宅用火災警報器」を設置するの？

2階建ての住宅を例にとると
主に寝室と階段です。
※台所は推奨です。

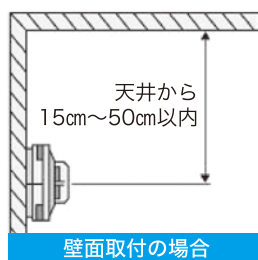


□ 「住宅用火災警報器」の取付け位置は？

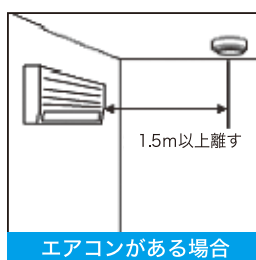
天井や壁にネジで固定するだけです。



天井取付の場合



壁面取付の場合



エアコンがある場合



□ 「住宅用火災警報器」点検は必要？

設置した後も定期的に点検が必要です！

また、電池切れの際に、設置から10年以上経過している場合、部品も劣化しているおそれがあるので本体自体の交換をお勧めします。


□ 注意


消防署では、消火器や住宅用火災警報器の販売は一切おこなっておりませんので、悪質な訪問販売等には十分注意してください。


住宅 防火

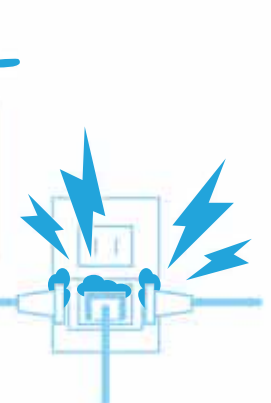
いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- 

1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 

3 ごんろを使うときは火のそばを離れない
- 

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

- 


1 火災の発生を防ぐために、ストーブやごんろ等は安全装置の付いた機器を使用する

出火防止
- 

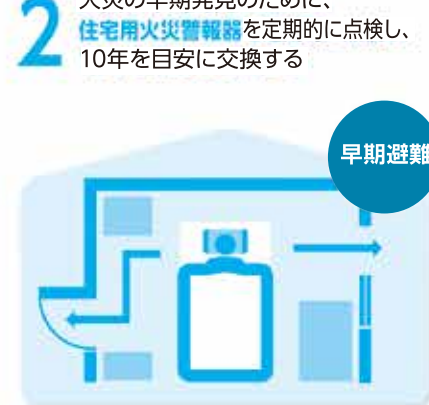
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

早期覚知
- 

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する

延焼拡大防止
- 

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

初期消火
- 

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

早期避難
- 

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

地域の助け合い



消防庁
Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>

お問い合わせ先
那須烏山消防署 ☎0287-82-2009
那珂川消防署 ☎0287-92-2800

身近なAEDをさがしてみよう!

▶▶▶ 学校など、わたしたちの身近な場所にも、AEDが設置されています。▶▶▶

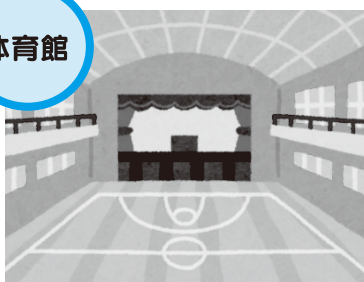
このマーク、
知っていますか?



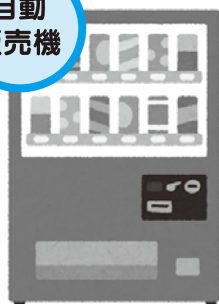
これは、AED マークです。
AED マークは、
AED 設置場所を示すもの
として使用されています。



体育館



自動
販売機



どんなところに
AEDがあるかな?
さがしてみよう!



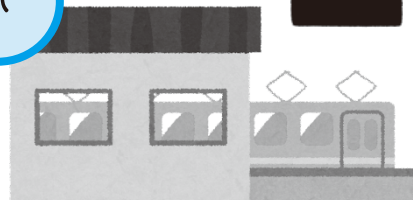
学校



歯医者



駅



消防本部のホームページには、AEDが設置されている施設の一覧を掲載しています。11月1日現在の状況は、那須烏山市135か所、那珂川町62か所です。詳しい情報については、ホームページをご確認ください。

～AED(自動体外式除細動器)について～

AED(自動体外式除細動器)とは、心室細動(心臓がブルブル震え痙攣し、全身に血液を送り出せなくなった状態)を起こした人に電気刺激を与えて、心拍のリズムを正常に戻すための医療機器です。

心停止になると、時間が1分たつごとに、助かる割合は約10%ずつ低下していきます。その場に居合わせた人が、1分でも早く救命の手当を始めることが重要です。



お問い合わせ先

那須烏山消防署 ☎0287-82-2009 那須烏山市神長880番地1
那珂川消防署 ☎0287-92-2800 那珂川町馬頭2337番地1



病児保育所利用のご案内

那須南病院では病児保育所を開設しています。病気の回復していないお子さんを保護者のご都合（勤務等）により、ご家庭で保育できない場合に一時的にお子さんをお預かりします。

病児保育所はどのような施設ですか。

那須南病院の敷地内にある施設で、看護師が常駐して病気から回復していないお子さんを預かり、一時保育を行っています。

利用できるお子さんと利用料金を教えてください。

利用できるのは、次に該当する「生後10ヶ月～小学6年生」のお子さんになります。

- ①那須烏山市・那珂川町・高根沢町に住所を有するお子さん
【一日の利用料金：2,000円】
- ②保護者が那須烏山市内の事業所に勤務するお子さん
【一日の利用料金：3,000円】

保育時間と必要な手続きを教えてください。

保育時間は、「月曜日から金曜日までの午前8時00分～午後6時00分」までとなります。

なお、土日・祝日は休園となりますのでご注意ください。

手続きについては、事前登録や予約が必要になりますので、詳しくは那須南病院 総務課までお問い合わせください。

また、病院ホームページにも詳細が掲載されていますのでご覧ください。

お問い合わせ先 那須南病院 総務課 ☎ 0287-84-3911

●●●●●●●●●● 家庭ごみの直接搬入について ●●●●●●●●●●

大掃除などで一時的に多量のごみが出た場合やコンテナに入らない粗大ごみを処分する場合には、保健衛生センターに直接搬入することができます。

直接搬入をご希望の方は、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「ごみの分け方・出し方」で分別方法を確認し、必ず分別してからお越しください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、直接搬入を中止させていただく場合もありますので、搬入の際は組合ホームページ等でご確認をお願いいたします。

お問い合わせ先 保健衛生センター ☎0287-83-1155

【平日の受入】

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

【休日の受入】

第一日曜日(日程が変更となる場合もありますので、詳しくはごみの収集カレンダーをご覧ください)

令和4年		
1月9日(日)	2月6日(日)	3月6日(日)
4月3日(日)	5月8日(日)	6月5日(日)

【受入時間】

午前の部 8時30分～11時30分

午後の部 13時00分～16時30分

【料 金】

一般家庭ごみ 10kg当たり100円

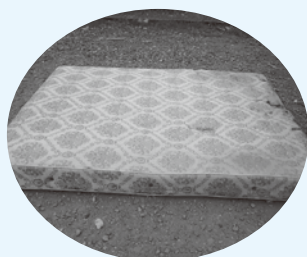


お 願 い

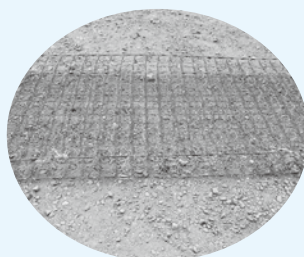
- お持ち込みの際は、職員の誘導・指示に従ってください。
- 受け入れできないごみは、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「保健衛生センターで処理できないごみ」をご参照ください。
- 休日は混雑が予想されますので、状況により長時間お待ちいただく場合があります。時間にゆとりをもってお越しください。
- ごみステーションに出せるごみは、なるべくごみステーションをご利用ください。
- 事業系ごみの休日受け入れは、行っておりませんのでご注意ください。

保健衛生センターへ直接搬入する際は事前に素材ごとに分別してお持ちください

『分別例』



【マットレス】



【スプリング】



【布】



【傘(かさ)】



【骨組み】



【布・ビニール】

必ずお守りください



スプレー缶 (エアゾール缶)
カセットボンベは

必ず中身を
使い切りましょう!!



火災事故が多発しています!

中身の残ったスプレー缶、カセットボンベが
ごみに出されごみ収集車両や、ごみ処理施設で、
火災が発生しています。



スプレー缶の場合↓

▶正しいごみへの出し方 4step!

step 1

缶を手で振って
中身の有無を
確認してください。



step 2

「シャカシャカ」
「チャブチャブ」
など音がしたら、
まだ中身が残っています。

必ず使い切り
ましょう。

step 3

音がしなくても、まだ中身やガスが
残っている場合があります。

「ガス抜きキャップ」で
出し切ってください。

※火気のない風通しの良い屋外で行ってください。
※「ガス抜きキャップ」がない場合は、
スプレーボタンを押して完全に押し切ってください。

step 4

地域の
ごみ出しルールを
守って出しましょう。

